

# 旧遠田郡役所庁舎について

西 松 秀 記 (東北歴史博物館)

- |            |                  |
|------------|------------------|
| 1. 沿革      | 4. 建具のモルディングについて |
| 2. 建築の概要   | 5. まとめ           |
| 3. 平面の復元検討 |                  |

## 1. 沿革

明治11(1878)年10月、宮城県において郡区町村編制法が施行され、遠田郡では旧小六区区務所を郡役所に充てた。その後、明治15(1882)年10月に郡役所が全焼し、同19(1886)年5月に新庁舎が現在地に竣工、涌谷尋常高等小学校竣工式および石巻別街道開通式とともに落成式を行った<sup>1) 2)</sup>。

大正12(1923)年に郡制が廃止され、遠田郡役所は同15(1926)年6月30日に廃庁式を行った。所有者への聞き取りによると、廃庁後は庁舎を病院として使用するため、隣家が譲り受けたという。所有者一家は昭和12(1937)年頃に仙台から移住し、郡役所の建物を借りて縄工場を営んでいた。郡役所の中には藁を保管し、裏手にあった倉庫を工場として使用した。その後昭和37(1962)年に建材業を始め、現在は倉庫として使用している。

## 2. 建築の概要

敷地は遠田郡涌谷町の中心部、石巻別街道沿いに位置し、庁舎は当時と変わらず敷地中央に東面して建つ【図1】。

現状は木造平屋建てで、L字型の平面形式をとる。後述するように、現存する部分は庁舎の右翼部分にあたる。

屋根は寄棟造鉄板葺、外壁は下見板張りで、西側および南側の一部には鉄板を張る【図2・3】。下見板の表面には塗装が残るが、経年により劣化・変

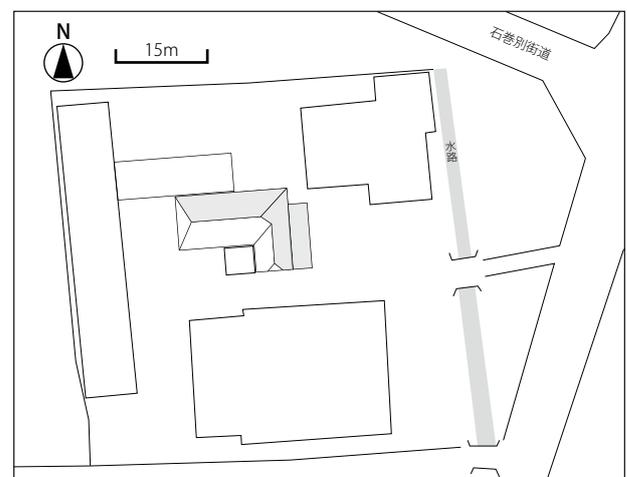


図1 配置図



図2 東側外観



図3 西側外観

色しており、色は不明である<sup>3)</sup>。軒下には木製の蛇腹が巡る【図4】。

開口部は、上部にアーチ窓の付く出入り口を正面に2箇所設け、南北両面には上げ下げ窓を用いる。出入り口の幅は右側の方が広く、方立・建具は失われている。左側は方立と左右の脇扉（現状はピンク色）が残る。

基礎は稲井石の上にイギリス積みの煉瓦（寸法215～225mm×105～111mm×58～61mm）一枚積みとし、上げ下げ窓の下に換気口を設ける。8段の煉瓦のうち上2段がせり出し、柱の直下のみさらに突出する【図5】。なお今回調査した限りでは、煉瓦の製造所を示す刻印は確認できなかった<sup>4)</sup>。

煉瓦基礎の上に木製土台を置く。正面の柱は杉の柁目材で、内丸面を施す。内2本は資材搬入のために柱頭から下が切断されており、柱脚は全てコンクリート基礎に緊結する。柱頭は柱の表面に四方から釘打ちされており、非構造材である。形状は社寺建築にみられる大斗を基本としながら、洋風にアレンジしたように見受けられる【図6・7】。

建物内部は木舞下地の上に漆喰を塗る【図8】。



図5 煉瓦積み基礎（北東部分）



図8 内観（西から東方向を見る）

建材を保管する東西に広い室の南側に、扉を介して小規模な室が接続する、L字型の平面形式となっている【図9】。なお、倉庫として利用するために間仕切り壁・天井が全て撤去され<sup>5)</sup>、床も南側の室を除いてコンクリート土間に改変されている。

小屋組はキングポストトラスで、部材には手斧痕が見られ、全て当初材と考えられる。東西の妻では、5本の方杖で寄棟造の屋根を支える点が特徴的である【図10】。



図4 軒蛇腹（南西部分）



図6 正面柱頭

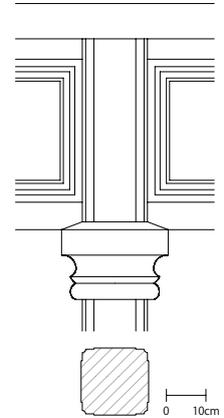


図7 正面柱頭付近詳細図

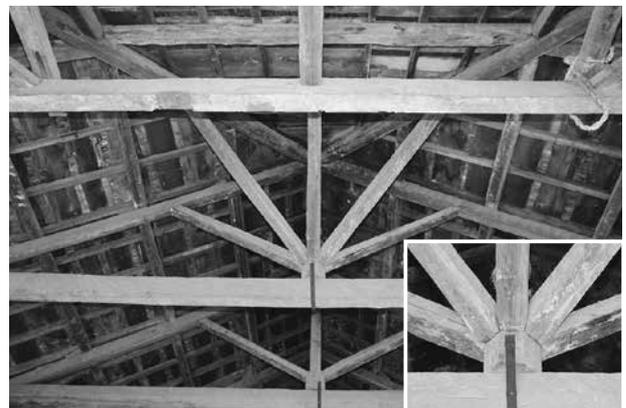


図10 西側妻の小屋組  
（右下は真東下部の拡大）

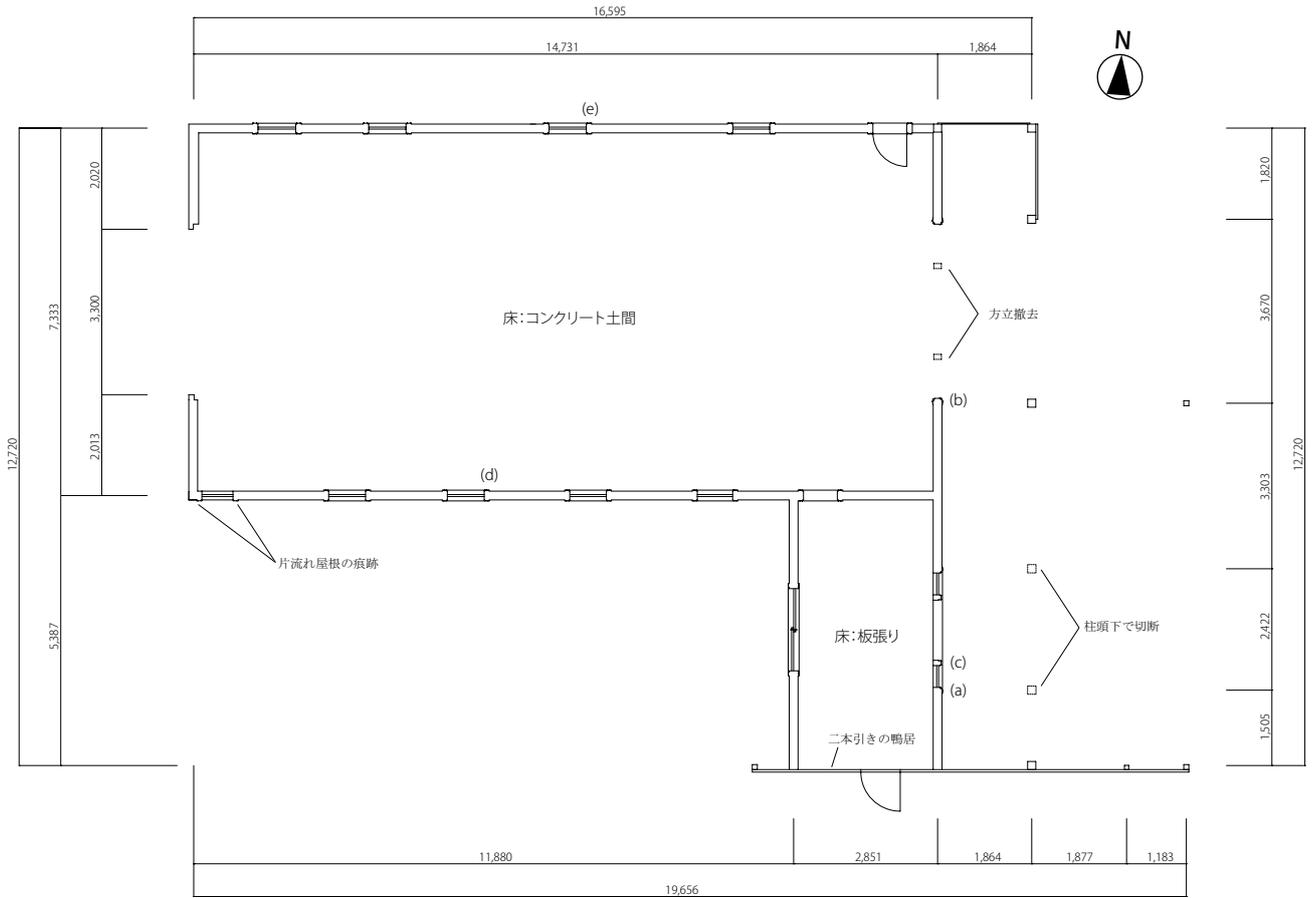


図9 現状平面図  
(アルファベットはモルディングの調査箇所を示す)

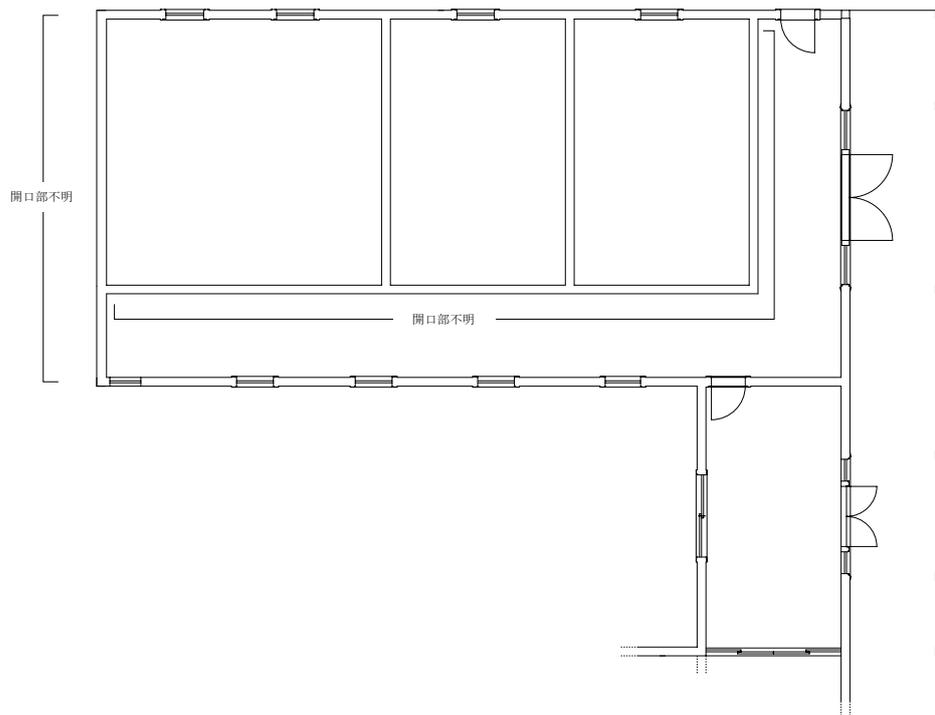


図11 復元平面図 (推定)

### 3. 平面の復元検討

軸組や壁の痕跡をもとに右翼部分の平面を復元すると、北側に3室が並び、室に沿ってL字型に廊下を巡らせる形式だったことがわかる【図11】。なお、西端の室のみ天井・建具枠のモルディングの色が異なり、面積も大きいことから、他の2室とは用途・性格の異なる部屋だったことが推察される。

続いて古写真と公文書の記録から、庁舎全体の姿を検討してみよう。

まず明治19(1886)年の落成当時・大正9(1920)年10月の古写真を見ると、当初の屋根は瓦葺で、外壁は現在と同じく下見板張りだったことがわかる【図12・13】。開口部に見られるアーチ形や柱頭の飾り、軒蛇腹など、洋風の意匠を採り入れた、いわゆる下見板系の擬洋風建築<sup>6)</sup>である。

別の古写真<sup>7)</sup>を見ると中央部分の屋根に擬宝珠が確認できるため、屋根の形状は宝形造で、平面形式は正方形だったと推測される。正面の柱間は、中央の二階建て部分が三間、左右の平屋が各五間の計十三間であった。前面一間をベランダとして、二階建て部分の中央に起り屋根の車寄せを張り出す。現在残る部分は右翼の平屋にあたり、屋根形状が現状と変わらないため、二階建て部分の左右にL字型の平屋が接続する、左右対称の平面形式だったと考えられる。聞き取りによると、昭和25年頃に道路を挟んで東側にあった産婦人科に左翼部分を曳家したという。二階建て部分はその後に解体されたが、時期は不明である。



図12 明治19年落成当時の古写真  
 (『遠田郡誌』より引用)

次に、大正5(1916)年における郡有財産の記録<sup>8)</sup>から、庁舎の建築について以下の情報が得られる。

平屋二階木造石造ノ区別ノ二階木造  
 瓦葺木羽葺ノ区別ノ瓦葺  
 階上 間数 坪数ノ一間 二〇坪  
 階下 間数 坪数ノ九間 九九坪二合  
 合計 間数 坪数ノ一〇間 一一九坪二合

「間数」がどの部分を指すのか不明だが、現存する右翼部分はベランダも含めると東西の幅が九間で、「階下」=一階の記録と一致する。「階上」=二階の間数は、「合計」の間数が十間であることから、張り出した車寄せを示すのであろう。すなわち、この「間数」は東西方向の規模を示したものと考えられ、大正5年から現在まで変わっていないことがわかる。

次に「坪数」を見ると、「階上」は20坪、「階下」は99坪2合である。ベランダも含めた右翼の実測値は44坪4合で、左右対称の平面形式と仮定すると中央部は10坪2合となる。二階に比べて著しく小さいことから、「坪数」は壁面で囲まれた部分の面積を示したものと考えられる。右翼のベランダを除いた実測値は37坪2合で、左右対称とすれば残りは25坪となる。このことから、庁舎は中央部と左右翼からなり、①中央部背面に平屋が接続する、②中央部は上下が同規模で、左右翼の内側に平屋が接続する<sup>9)</sup>、③中央部・左右翼ともに平屋が接続する、という三つの平面形式が考えられる。



図13 大正9年の古写真(永瀬康一氏提供)

#### 4. 建具のモールディングについて

東北地方に現存する、明治期創建の木造洋風建築にみる建具のモールディングについては、次のような傾向が指摘されている<sup>10)</sup>。

- ① 曲線が多く、一木から木取りされる
- ② 明治20年頃から、直線を多用した簡素なものも含めて意匠がより多様化する
- ③ 同一工匠・工匠組織間で一部形態が継承される
- ④ 使用箇所や用途・規模により意匠が決定される

旧遠田郡役所庁舎においても、建具枠に当初材と判断できるモールディングがみられたため【図14・15】、可能な範囲で実測調査を行い、上記の傾向について検証した。

初めに正面に設けられた出入口2か所のモールディングを見てみよう【図16(a)・(b)】。寸法は異なるものの、形態は同一の構成をとる。一木から木取りされた部分は「直角の角」・「直線」・「丸い突出」・「直線」・「匙面」が続き、さらに方立に「直角の角」・「丸い突出」が施される。開口部の幅が右側扉の方が広いことから、モールディングの寸法もこれに合わせたものと考えられる。中央の方立には左右対称のモールディングが直接施される【図16(c)】。

次にその他の建具のモールディングを見ると、建具の種類に関係なく、建物の内部と外部で二種類のモールディングが使い分けられていた。まず内部のものは、「直角の角」・「直線」・「S字」が続く形態である【図16(d)】。この形態は、旧鶴岡警察署庁舎(山形県鶴岡市、明治17年)、旧鶴岡警察署大山分署(山形県鶴岡市、明治18年)のモールディングに類似する部分があり<sup>11)</sup>、同時期の建築である点にも注意したい【図17・18<sup>12)</sup>】。

次に外部のものは、「直角の角」・「直線」・「匙面」が続く形態で、内部と比べると簡素である【図16(e)】。建物内外でモールディングを使い分ける事例は、宮城県内では旧登米警察署庁舎(宮城県登米市、明治22年)があり、こちらは内部に直線で構成する簡素な形態のモールディングが採用されている。



図14 正面左側扉



図15 北面上げ下げ窓

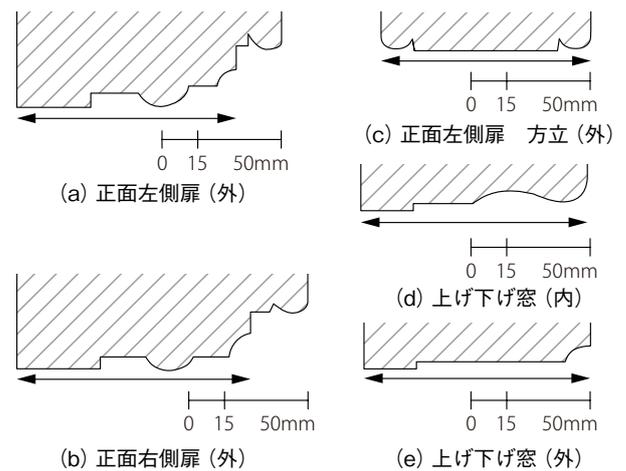


図16 建具枠のモールディング

(矢印は一木から木取りされた範囲を示す)

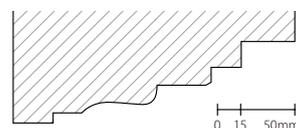


図17 旧鶴岡警察署庁舎  
二階踊り場北面窓(内)<sup>12)</sup>

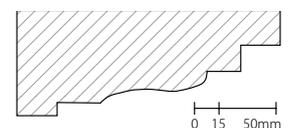


図18 旧鶴岡警察署大山分署  
一階正面玄関扉(外)<sup>12)</sup>

旧遠田郡役所庁舎にみられるモールディングについてまとめると、

- ・正面扉外部とその他建具の内部では、「丸」や「S字」など曲線を用いた形態を示す
- ・その他建具の外部では、直線を用いた簡素な形態を示す
- ・その他建具では、建物の内部と外部で意匠を区別する

という特徴がみられ、最初に挙げた傾向①②④に合致した。

モールディングの形態に関しては、宮城県内で同時期に建てられた洋風建築とは類似しないが<sup>13)</sup>、他県で同時期に建てられたものと類似する点が注目される。また、正面扉のモールディングは方立部分を含めると複雑な形態をしており、地方の郡役所においてこのような事例がみられたことにも留意したい。

## 5. まとめ

旧遠田郡役所庁舎は、県内でも数少ない明治前期の木造洋風建築の一つに数えられ、郡役所の遺構としては県内最古のものである<sup>14)</sup>。建物内部の改変は顕著だが、当初材とみられる建具・天井のモールディングや軒蛇腹、柱頭など細部意匠が良好に残っており、県内、ひいては東北地方における洋風意匠の伝播を示す一事例としても貴重である。

一方で、設計者・施工者など建築に関わった工匠組織や、当初の平面形式など未だ不明な点も多い。県内の郡役所庁舎の構造形式ならびにその建築過程については未だ明らかにされていないため、今後は各郡の庁舎について調査を行い、比較検討していきたい。

## 謝辞

調査をご快諾くださった所有者の方、実測調査にご協力いただいた涌谷町教育委員会福山宗志氏・二瓶雅司氏、涌谷町文化財保護委員長桜井伸孝氏、写真をご提供いただいた永瀬康一氏に記して謝意を表します。

## 【註】

- 1) 涌谷町史編纂委員会編『涌谷町史 下』(涌谷町、1968)、遠田郡教育会編『遠田郡誌』(遠田郡教育会、1926)による。
- 2) 宮城県公文書『郡役所廃止関係 宮城県遠田郡』(昭和1年2-0156、宮城県公文書館蔵)所収の大正15年4月19日付「郡役所敷地建物等二関スル件回答」では、以下の通り明治17年建築との記述がある。この記述については、公文書調査を継続して精査したい。  
「明治十五年涌谷ニ遠田郡役所置カル、コトニナルヤ地方民之ヲ歓迎シ有志相□リ敷地ニ適当ノ地(現在ノ敷地)ヲ撰□之レガ買収費ノ寄付ヲ募リテ買収ノ上縣ニ寄付シタルモノナリ」  
「明治十六年ニ於テ敷地買収寄付ト同時ニ建築ニ着手シ全十七年ニ於テ之レガ竣功シ直ニ縣ニ寄付ス」
- 3) 宮城県公文書『郡区役所・戸長役場新築修繕, 明治19～20年 庶務課』(明治20年2-0073、宮城県公文書館蔵)所収の明治19年4月16日付「役所修繕費下渡ノ儀上申」によると、「昨冬以来の大風ニテ屋根瓦其他處々破損ヲ生ジ」とあり、修理項目に「鼠白ペンキ塗直シ」とある。これが外壁かどうかは不明だが、建築当初は灰色だった可能性がある。なお、この修繕が建築途中に行われたものか、もしくは前掲2)のように竣工後の修理かどうかについては今後の課題としたい。
- 4) 水野信太郎『日本煉瓦史の研究』(財団法人法政大学出版社、1999)によれば、宮城県内では宮城集治監で明治13年4月には煉瓦が製造されていた。また、宮城県公文書『隧道一件』(明治18年2-0090、宮城県公文書館蔵)によれば、同18年3月には遠田郡牛飼村(現・遠田郡美里町牛飼)で煉瓦を製造していた記録が残っている。
- 5) 天井モールディング上に切断された木摺下地が残る。
- 6) 藤森照信『日本の近代建築(上) - 幕末・明治篇』(岩波書店、1993)
- 7) 坂田啓 監修『目で見ると大崎・栗原の歴史』(郷土出版社、2000) p.17
- 8) 宮城県公文書 大正5年2-2010『大正5年3月改 公有財産現在高明細書 宮城県』(宮城県公文書館蔵)
- 9) 右翼部分の南西出入口上部に、片流れ屋根の痕跡があり、廊下が取り付けいていた可能性がある。
- 10) 東北大学大学院工学研究科都市・建築学専攻 野村俊一編『デフォレスト館建造物調査報告書』(学校法人東北学院、2014)  
モールディングの調査方法や構成名称もこちらを参考にした。
- 11) 前者は庄内地方に数多くの洋風建築を建てた高橋兼吉、後者はその弟子の高橋権吉が関与しており、前掲10)においてモールディングの一部形態を継承していた可能性が指摘されている。
- 12) 前掲10) p.90より引用し、筆者がトレースした。
- 13) 比較対象はデフォレスト館(宮城県仙台市、明治20年)、旧登米高等尋常小学校(宮城県登米市、明治21年)、旧登米警察署庁舎(宮城県登米市、明治22年)の3棟、前掲10) p.82,89参照。
- 14) 管見の限りでは、旧遠田郡役所以外には旧玉造郡役所(大崎市、明治35年)が残るのみである。